

## 令和7年度熊本市中学生・高校生消費者啓発標語 募集要領

### 1 趣 旨

消費者としての意識や知識を若い頃から身につけ消費者被害を未然に防ぐことが一層重要となるため、若者への消費者啓発の一環として、中学生及び高校生の感覚をもって若者に訴求する消費者啓発やトラブルに遭わないための注意を呼びかける内容の標語を募集するもの。

### 2 テーマ

受講した出前講座のテーマで創作すること

例)悪質商法に遭わないために

インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために

エシカル消費ってなあに?

成年年齢になるまでに(中学生向け) など

### 3 応募資格

令和7年度熊本市内の中学校及び高等学校等に在籍する生徒

### 4 応募期間

通年(出前講座で募集する)

### 5 応募方法

出前講座受講アンケートとしての応募・提出

※応募票:受講後のアンケート 複数作品応募可

### 6 選考方法

前年 10 月から 9 月までの 1 年間の応募作品について、熊本市消費者行政推進委員会委員による選考を実施

### 7 結果発表

入賞者の校長に通知するとともに、熊本市ホームページにて発表

### 8 啓発

市政だより5月号で消費者月間の小特集として公表(予定)

ホームページや LINE 等で毎月「今月の標語」として、啓発記事を発信

## 9 作品及び個人情報の取り扱い

- ・応募作品は自作で未発表のものに限ります。また作品の著作権及び使用権をはじめとする一切の権利は熊本市消費者センターに帰属するものとします。
- ・作者は応募作品について、作品の枠外にテーマや相応しいコピー等文字を入れ、熊本市ホームページや熊本市消費者センターが制作する啓発物品等に掲載するなど、消費者教育や啓発に資すると熊本市消費者センターが認めた各種広報に無償で使用することを承諾するものとします。
- ・個人情報は、所属高校、氏名(もしくはニックネーム)のみを審査・発表・印刷物(ポスター等)への記載に使用します。
- ・第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外とし、優秀作品選定後であっても、その旨が判明した場合、無効とします。また第三者の権利を侵害したことで発生したトラブルはすべて応募者側の責任となります。
- ・作品の制作や応募等にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・応募作品は返却しません。
- ・本募集要領に取り決めのない事項については、熊本市消費者センターの判断により決定します。

## 11 応募先・問い合わせ先

【熊本市消費者センター】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 市役所別館(駐輪場)5階  
TEL:096-353-5757 FAX:096-353-2501 担当:野口ま、野口な

## 令和7年度熊本市中学生・高校生による消費者啓発標語 審査要領

- 1 審査員
  - ・審査員は熊本市消費者行政推進委員会委員とする
  - ・審査員長は、審査員の互選により決定する
- 2 選考点数 12作品
- 3 選考基準
  - ・消費生活や消費者トラブルを取り扱った内容であること
  - ・本市が広く一般に啓発媒体として使用するにあたり、ふさわしい表現であること
- 4 評価基準
  - ・作品 … 中学生・高校生らしい自由で豊かな発想のものか
  - ・着眼点 … 独創性、創造性があるか
  - ・発展性 … 今後、若者の消費者教育の啓発に結びつく内容か
  - ・理解度 … 当事者として若者の消費生活や消費者トラブルを理解しているか
- 5 選考方法
  - ・予備審査
    - ・熊本市消費者センター所長（以下、所長と略）が推薦する者が、応募作品の中から、募集要領に定める作品規格を満たさない作品を除外し、選考対象作品を選出
  - ・一次審査
    - ・所長及び所長が推薦する者が、選考対象作品の中から、選考基準及び評価基準に基き、40点未満の対象作品を選出
  - ・審査
    - ・熊本市消費者行政推進委員会委員の合議により選考対象作品の中から、12作品を選出